

広島市条例第8号

令和7年3月28日

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和26年3月30日広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6,097人」を「6,199人」に改め、同条第8号中「1,350人」を「1,365人」に改め、同条中「15,008人」を「15,125人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。